

第442回
千葉地方最低賃金審議会資料

千葉労働局労働基準部賃金室

目次

公開

- 1 令和6年の改定及び令和7年の審議に当たっての留意事項について
て . . . P 1
- 2 改定最低賃金の周知・広報等について . . . P 7
- 3 労働基準行政における当面の賃金引上げに係る対策について
. . . P 8
- 4 業務改善助成金について . . . P 12
- 5 特定最低賃金について . . . P 13
- 6 地方最低最低賃金審議会の公開について . . . P 15
- 7 資金移動業者の口座への賃金支払について . . . P 16

令和6年度の最低賃金について

公開

- 7月25日、中央最低賃金審議会において、令和6年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和6年度の目安額は、全国加重平均で50円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- この目安額を踏まえ、8月29日までに全ての都道府県労働局の地方最低賃金審議会にて改定額を答申。
- 47都道府県のうち、20都道府県で目安額どおり、27県で目安額を上回る引上げとなり、全国加重平均で1,055円（51円の引上げ）となった。51円の引上げは過去最高の引上げ額。
- 最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は81.8%（昨年度は80.2%）で、10年連続で改善された。

地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
引上げ額（円）	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円
引上げ率（%）	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%
改定額（円）	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）（抄）

（1）最低賃金の引上げ

2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055円、引上げ幅51円は2021年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和6年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。

こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

令和6年度 地域別最低賃金額一覧

公開

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
A	埼玉	1078	50	50	±0
	千葉	1076		50	±0
	東京	1163		50	±0
	神奈川	1162		50	±0
	愛知	1077		50	±0
	大阪	1114		50	±0
B	北海道	1010	50	50	±0
	宮城	973		50	±0
	福島	955		55	+5
	茨城	1005		52	+2
	栃木	1004		50	±0
	群馬	985		50	±0
	新潟	985		54	+4
	富山	998		50	±0
	石川	984		51	+1
	福井	984		53	+3
	山梨	988		50	±0
	長野	998		50	±0
	岐阜	1001		51	+1
	静岡	1034		50	±0
	三重	1023		50	±0
	滋賀	1017		50	±0
	京都	1058		50	±0
	兵庫	1052		51	+1
	奈良	986		50	±0

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
B	和歌山	980	50	51	+1
	島根	962		58	+8
	岡山	982		50	±0
	広島	1020		50	±0
	山口	979		51	+1
	徳島	980		84	+34
	香川	970		52	+2
	愛媛	956		59	+9
	福岡	992		51	+1
	C	青森		953	50
岩手		952	59	+9	
秋田		951	54	+4	
山形		955	55	+5	
鳥取		957	57	+7	
高知		952	55	+5	
佐賀		956	56	+6	
長崎		953	55	+5	
熊本		952	54	+4	
大分		954	55	+5	
宮崎		952	55	+5	
鹿児島		953	56	+6	
沖縄		952	56	+6	
		全国 加重平均額	1055		

地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない（最低賃金法第9条第2項）。
- 労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする（同条第3項）。

（参考）最低賃金法（昭和34年法律第137号）（抄）
（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

- 中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・Cの3つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。
- 地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰め審議が行われる。
※ 47都道府県ごとに改定額が決定されるが、地域間のバランスを図る観点から目安額が示されている。

- 最低賃金審議会では、最低賃金法の3要素に基づき、各種の経済指標（※）等をもとに議論。また、近年は、諮問時に政府方針への配意も求められるなど、その時々事情も考慮している。

（※）消費者物価指数、標準生計費、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、最低賃金に関する実態調査結果、賃金・労働時間指数の推移、名目GDP、県民所得、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、未満率・影響率等

- 総合的に勘案し、特に**今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視。**
- 賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること等にも留意。
- 目安は、5.0%（50円）を基準として検討。**

＜法定の3つの考慮要素の状況＞

（労働者の生計費）

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点

- ・ **消費者物価指数**「持家の帰属家賃を除く総合」
平均3.2%（令和5年10月～令和6年6月）
- ・ 消費者物価指数のうち「**頻繁に購入**」する品目
平均5.4%（令和5年10月～令和6年6月）
※年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む

（賃金）

企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、**企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況**が見られる。

- ・ **連合集計 全体5.10% 中小4.45%**
※昨年を上回る33年ぶりの高い水準
有期・短時間・契約等労働者 5.74%
- ・ **経団連集計** 大手企業 5.58% 中小企業3.92%
- ・ **日商調査** 正社員 全体3.62% 20人以下企業3.34%
パート・アルバイト 全体3.43%
20人以下企業3.88%
- ・ 賃金改定状況調査結果 **（30人未満企業）**
全体 2.3%（昨年の2.1%を上回る）
継続労働者 2.8%（昨年の2.5%を上回る）

（通常の事業の賃金支払能力）

- ・ **売上高経常利益率（改善）**
資本金1,000万円以上
四半期ごとで令和5年 6～9%程度で推移
令和6年の第1四半期 7.1%
- ・ **従業員一人当たり付加価値額（改善）**
令和4年度 資本金1,000万円未満 製造業4.5% 非製造業5.7%
- ・ 売上高経常利益率の大企業と中小企業との開き（二極化の傾向）
令和4年度 製造業 6.28ポイント差 非製造業3.82ポイント差
令和5年度 製造業 6.79ポイント差、非製造業4.61ポイント差
となっており、二極化の傾向にある。
- ・ **価格転嫁（二極化）**
全額価格転嫁できた 約3ポイント増加
一部でも価格転嫁できた 約4ポイント増加
1～3割しか価格転嫁できなかった 約4ポイント増加
全く転嫁できず又は減額された企業 約2割
- ・ **労務費（二極化）**
価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、
約7割 労務費の価格交渉が実施されている
約1割 労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが
できなかった
- ・ **倒産件数（低水準で推移のあと増加）**
令和2年～令和4年 低水準で推移
令和5年 8,690件（増加）

徳島県の令和6年度における最低賃金の引上げ

○徳島県の最低賃金額は、徳島県地方最低賃金審議会において最低賃金法の3要素に基づき審議を行い、令和6年11月1日から、980円（引上額+84円）とすることとなった。

（参考）徳島地方最低賃金審議会の公益委員の見解（概要）

- 最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素に基づき、各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要がある。
- この点、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の各指標を総合的に見ると、徳島県は全都道府県中、中位より上に位置しているということが出来る。
- 令和5年における全都道府県の地方最低賃金額についてみると、中位はおおむね930円程度となっている。
- これらのことを総合的に勘案した結果、令和6年度における徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた「980円」とするべきとの判断に至ったもの。

法定の3要素に関する資料として、審議会が考慮した主な指標

① 労働者の生計費

- ・「4人世帯の標準生計費月額」（都道府県人事委員会「給与勧告」（参考資料）2023年4月）が、**33位**
- ・「消費者物価地域差指数（都道府県下全域）」（総務省「小売物価統計調査（構造編）」2023年）が、**23位**
- ・「1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）」（総務省「家計調査」2023年）が、**11位**

② 労働者の賃金

- ・「新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上）」（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）が、男性**29位**、女性**14位**
- ・「定期給与」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」2023年）が、**32位**
- ・「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、平均額で**20位**、下限額で**25位**

③ 通常の事業の賃金支払能力

- ・「有効求人倍率」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、**32位**
- ・「失業率」（総務省「労働力調査都道府県別調査結果（モデル推計値）」2023年）が、低い順で**9位**
- ・参考数値ではあるが、「県民所得（財産所得を除く）に対する県民雇用者報酬の割合」（内閣府「県民経済計算」2020年）が、低い順で**3位**

1 本省(労働基準局)における取組

①委託事業等を活用した広報

- ポスター(B1及びB2)約60,000部、パンフレット約127,000部、リーフレット約1,211,000部を作成。
- 全国のJR、私鉄等で乗降者数の多い約600駅において、最低賃金の発効前後の期間に、ポスターを掲出。
- 最低賃金制度、改定最低賃金額等を労働者、使用者へ情報発信するためのインターネットウェブサイトの運営。
また、最低賃金に関するバナー広告をインターネット上で配信。
- テレビCMを制作し、全国で放送。
- 政府広報を活用して、インターネット広告を実施。

②行政官庁、都道府県、政令指定都市や業界団体等への周知・協力依頼

- 行政官庁(30)、都道府県(47)、政令指定都市(20)の計97に対し、改定最低賃金額、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針や各種支援策の周知依頼。
また、役務又は工事等の受注者が、最低賃金額以上の賃金の支払義務が履行できるよう、発注者としての配慮を要請。
- 独立行政法人・関係団体(63)、業界団体(75)、教育機関(7)、鉄道事業者(7)、マスコミ等(4)の計156に対し、改定最低賃金額、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針や政府の支援策を周知するとともに、広報誌等による周知を要請。

2 都道府県労働局における取組

積極的な周知・広報等を指示

①局による積極的な広報活動によるマスコミ報道

②ポスター、リーフレット等の配布

- 都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等に備え付け。
- 窓口対応、集団指導、各種団体会合等の際に配布。

③都道府県労働局のHPへ掲載、懸垂幕、電光掲示板等を使用した周知

④都道府県、市町村への周知・協力依頼

- 広報誌やHP等への掲載依頼(参考:令和5年度地域別最低賃金 地方公共団体広報誌又はHP掲載率93.7%)
- 業務委託先が、最低賃金の改定により、人件費等について最低賃金法違反とならないよう発注者としての特段の配慮を要請。

⑤使用者団体、労働組合、教育機関等への周知・協力依頼

- 管下にある使用者団体、労働組合、業界団体、派遣元事業主、民営職業紹介事業所、教育機関、マスコミ等に対し、最低賃金制度、改定最低賃金額、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策の周知を要請。

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R7 予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【15億円】 拡充

※令和6年度補正予算額297億円
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金 【92億円】 拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
➢ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金 【542億円】 拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 拡充

【制度要求】
雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース） 拡充

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 【5億円】

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

日本政策金融公庫による融資

【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

公開

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）を引き続き措置し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用（自己負担分のための融資）にも活用可能

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者
資金使途	設備資金及び(長期)運転資金
貸付利率	特別利率① ※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。 ※ 基準利率は中小企業事業1.20%、国民生活事業2.15～3.15%(令和5年1月4日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。)
貸付限度額	中小企業事業：7億2000万円※1(うち長期運転資金2億5000万円※2) ※1 特別利率①の限度額：2億7000万円
貸付期間	設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者について特別利率の適用対象とされている。

令和7年度当初予算案 **15億円 (8.2億円)** ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

- 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 生産性要件の廃止
- 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 特定時期の追加募集枠を設ける

【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

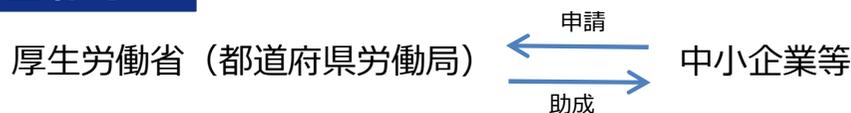
※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等



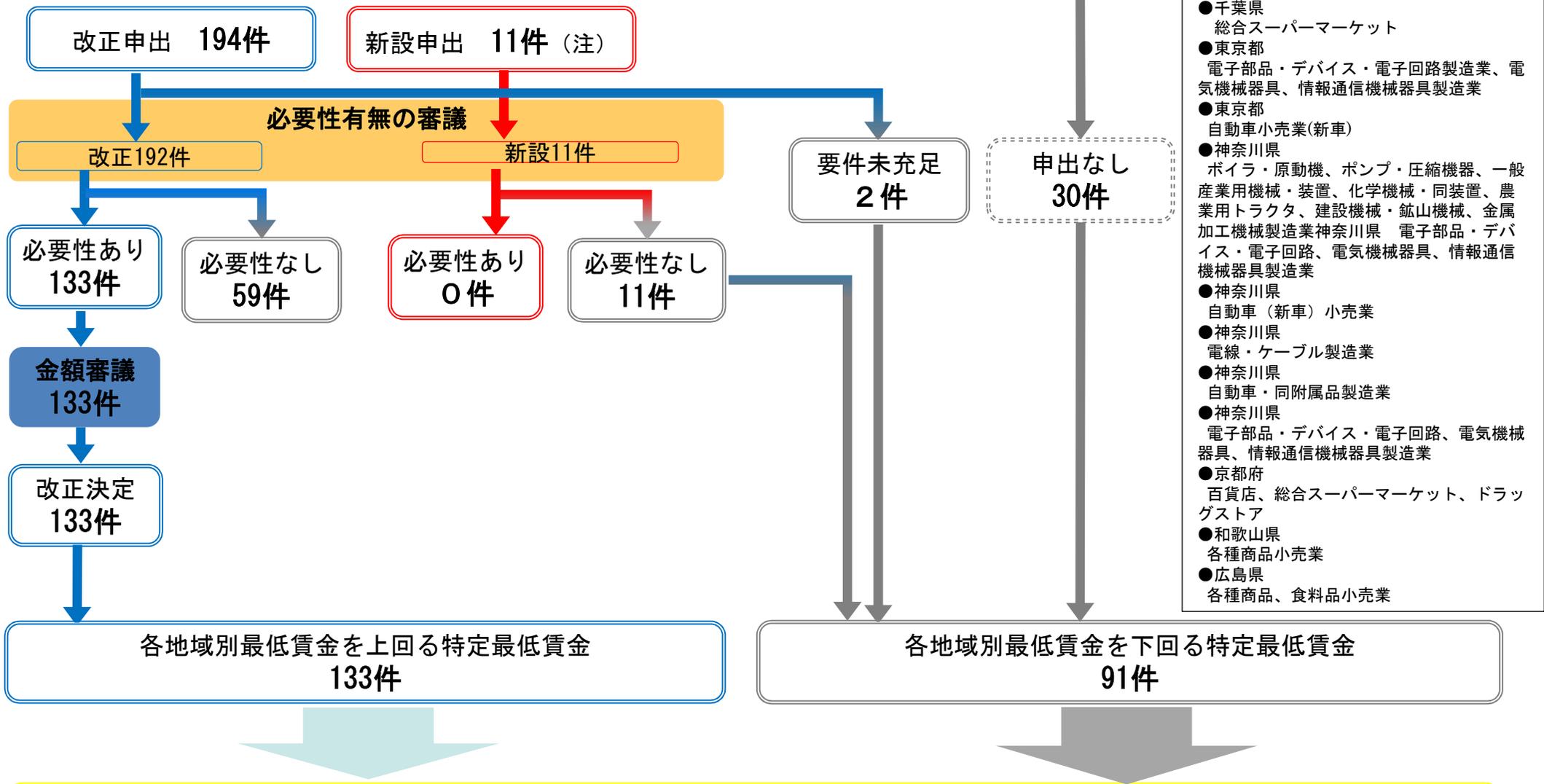
4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件

※ 令和5年度実績 **12**

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



- <注>
 新設申出は以下の11件
- 千葉県
総合スーパーマーケット
 - 東京都
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 東京都
自動車小売業(新車)
 - 神奈川県
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 神奈川県
自動車(新車)小売業
 - 神奈川県
電線・ケーブル製造業
 - 神奈川県
自動車・同附属品製造業
 - 神奈川県
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 京都府
百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
 - 和歌山県
各種商品小売業
 - 広島県
各種商品、食料品小売業

令和7年3月時点の特定最低賃金
224件 (うち旧産別最低賃金2件※)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む 13

令和6年度に新たに地域別最低賃金未満となった特定最低賃金

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額	効力 発生日
福島	955	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928	R6.1.12
新潟	985	各種商品小売業	932	R5.12.30
福井	984	繊維機械、金属加工機械製造業	933	R5.12.24
長野	998	各種商品小売業	950	R5.12.31
岐阜	1001	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R5.12.21
鳥取	957	各種商品小売業	902	R5.12.15
島根	962	百貨店、総合スーパー	905	R5.12.28
岡山	982	各種商品小売業	933	R6.1.10
高知	952	一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
宮崎	952	自動車(新車)小売業	927	R5.12.20

地方最低賃金審議会(本審)

- 原則公開
- 公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の特段の理由により、会長は非公開とすることができる
- 非公開とする決定を行った場合は、その経緯や理由を明確にしておくこと

専門部会

- 本審の場合と同様の理由により専門部会長は非公開とすることができる
- 非公開とする決定を行った場合は、その経緯や理由を明確にしておくこと

議事録及び議事要旨

- 本審、専門部会とも会議の公開・非公開に関わらず議事録を作成し、原則HPに公開
- 会議を公開せず、議事録も非公開にする場合には、審議経過が把握可能な議事概要を作成し、HPに公開
- 公開する議事録の作成に時間を要する場合は、議事要旨を作成し、すみやかに公開

資料

- 原則公開し、HPに掲載

(令和2年3月25日付け副主任賃金指導官事務連絡より作成)

中央最低賃金審議会における議事の公開

- 議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。

- (1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。
 ※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。
 ※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。
- (2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動（指定の要件）
- ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
 - ② 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、①の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
 - ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
 - ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
 - ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
 - ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
 - ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- (3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑦の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑦の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。



賃金を「デジタル払い」で受け取る場合に必要手続き

労働者向け

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、厚生労働大臣が指定した資金移動業者（●●Payなど）の口座への賃金支払い（賃金のデジタル払い）も認められることになりました。



賃金のデジタル払いの制度に係る詳細や、厚生労働大臣が指定した資金移動業者（指定資金移動業者）は、厚生労働省ウェブサイト「周知用資料」、「指定資金移動業者一覧」等をご参照ください。



厚生労働省ウェブサイト

1 賃金をデジタル払いで受け取るにあたって

- ★このリーフレットでは、賃金をデジタル払いで受け取ることを希望される、労働者の皆さまにご理解・ご対応いただきたい内容をまとめています。
 - 賃金をデジタル払いで受け取るには、ご自身がはたらく会社において、賃金のデジタル払いに関する労使協定※が締結されていることが前提となります。また、労使協定ではご自身ははたらく会社で利用可能な指定資金移動業者が定められています。
- ※労使協定は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、雇用主で締結します。



賃金のデジタル払いを導入していない会社ではたらいっている皆さんが、デジタル払いで賃金の受け取りを希望する場合や、利用したい指定資金移動業者が労使協定に含まれていない場合は、会社や労働組合等に相談しましょう。

⚠️ ご注意ください

- 賃金のデジタル払いの導入を強制するものではありません。また、労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。
- 賃金の一部をデジタル払いで受け取り、その他はこれまでどおり銀行口座などで受け取ることも可能です。
- 賃金のデジタル払いを選択した場合であっても、その後、賃金の受取方法を銀行口座などに変更することができます。



賃金のデジタル払いを導入するにあたって必要手続き

雇用主向け

1 賃金のデジタル払いの導入にあたって

- このリーフレットでは、賃金のデジタル払いを導入するにあたって、雇用主の皆さまに対応いただく必要がある主な内容をまとめています。
- 雇用主の皆さまが各事業場において賃金のデジタル払いを導入するにあたり、必要な手続きは次のとおりです。
 - ①厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の確認
 - ②導入する指定資金移動業者のサービスの検討
 - ③労使協定の締結等
 - ④労働者への説明
 - ⑤労働者の個別の同意取得
 - ⑥賃金支払いの事務処理の確認・実施

手続きの流れ

1 厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の確認

- 厚生労働省ウェブサイトに掲載されている指定資金移動業者一覧で、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者とそのサービスの名称等をご確認ください。

2 導入する指定資金移動業者のサービスの検討

- どの指定資金移動業者のサービスを導入するのか、労働者のニーズを踏まえながら、ご検討ください。なお、複数の指定資金移動業者を選択することも可能です。

指定資金移動業者を選択する際のポイント

- 口座残高上限の設定金額※
 - 1日当たりの払い出し上限の設定金額※
- ※これらの上限の設定金額については、雇用主と指定資金移動業者との個別の調整によって上限を引き上げることはできません。
- 労働者や雇用主の手数料負担の有無と金額
 - 指定資金移動業者との契約締結の要否
- ご検討の際には、必要に応じて各指定資金移動業者のウェブサイト等をご確認ください。

- 令和6年8月9日にPayPay株式会社、同年12月13日に株式会社リクルートMUFGBビジネスに対して、厚生労働大臣の指定を実施。指定資金移動業者の一覧や審査状況は厚生労働省ホームページにも掲載。
- 厚生労働省ホームページでは、賃金のデジタル払いに関する法令、通達、資金移動業者向けガイドライン、よくあるご質問への回答に加え、導入にあたって必要な手続きをまとめたリーフレット（労働者向け・使用者向け）等の資料を掲載。今後、周知用の動画も掲載予定。



賃金のデジタル払い

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonus/hi/shienjigyoyou/03_00028.html

